地上デジタル放送ネットワークでの CATV 自主放送運用ガイドライン

第 3.2 版

2012年10月1日

一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

目 次

1	地上テジタル放送ネットワークでの CATV 目主放送 ······	1
2	放送する番組数および内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	初期スキャンについての周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	ダウンロード運用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5	データ放送運用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
6	PSI/SI 運用 ······	4
7	双方向通信運用 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5
8	リモコンキー識別(チャンネル番号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
9	地域識別割り当て ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
10	コンテンツ保護 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
11	音声レベル運用基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
12	その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
【参	*考資料:地上デジタル放送のリモコン番号使用状況】・・・・	8
添付	†資料	
另	川添 地上デジタル放送ネットワークを利用した自主放送の固有値につい	いて
2	§種コードの使用届出書	
Р	PSI/SI 誤送出等による放送事故発生時の対応フロー	

- 1 地上デジタル放送ネットワークでの CATV 自主放送
 - 1.1 地上デジタル放送ネットワークでの CATV 自主放送(以下「地上デジタル NW での CATV 自主放送(*)」という)とは、ケーブルテレビ局が自社で編成する地域に密着した各種情報を自主放送(コミュニティチャンネル)とし、自社が運営するサービスの一環として放送し、一般に市販されている地上デジタル放送対応受信機でも視聴する番組のことを指す。
 - 1.2 技術的な伝送方式については、社団法人 電波産業会 ARIB TR-B14 「地上デジタルテレビジョン放送運用規定 」を遵守し、日本ケーブルラボ「地上デジタルテレビジョン放送 パススルーならびに自主放送 運用仕様 JCL SPEC-006 第2部 地上デジタル放送ネットワークにおけるケーブルテレビ事業者の自主放送 運用仕様」(以下「JCL SPEC-006 第2部」という)、「地上デジタルテレビジョン放送トランスモジュレーションならびに自主放送 運用仕様 JCL SPEC-007 第2部 地上デジタル放送ネットワークにおけるケーブルテレビ事業者の自主放送 運用仕様」(以下「JCL SPEC-007 第2部」という)に準拠する。
 - (*) JCL SPEC では、「地上デジタルテレビジョン自主放送」という用語を使用していますが、本ガイドラインでは、ケーブルテレビの自主放送であることを明確にするため、この用語を使用する。
 - 1.3 ケーブルテレビの自主放送で使用するネットワーク ID の地域事業者 識別は#15 を基本とする。ネットワーク ID の追加を希望する際には、 各県毎(広域放送圏においては各広域放送圏毎)に、放送事業者と#13 以下の地域事業者識別をもって協議を行う。地域事業者識別の決定に あたっては、以下のステップを経るものとする。なお、リモコンキー 識別については、8項に記載する。
 - 1.3.1 当該事業者が所属する地域において、使用を希望するネットワーク ID を、当該地域の日本ケーブルテレビ連盟支部にて調整する。
 - 1.3.2 日本ケーブルテレビ連盟支部は、当該地域の地上デジタル放送事業者と、ケーブルテレビ事業者が希望するネットワーク ID の使用について協議し、決定した番号を日本ケーブルテレビ連盟本部へ連絡する。
 - 1.4 ネットワーク ID を追加して自主放送を実施する場合には、社団法人 デジタル放送推進協会(以下「Dpa」という)が策定した「Dpa 館内自 主テレビ放送における識別子等ガイドライン」により、館内自主テレ ビ放送が実施されている場合があることに留意して、ネットワーク ID の衝突が起きないように館内自主テレビ放送の実施者と協議すること。

2 放送する番組数および内容

- 2.1 地上デジタル放送は、高画質・高音質・データ放送、マルチ編成その 他の特徴を持っているが、地上デジタル NW での CATV 自主放送にお ける取り扱いは以下の通りとする。
 - 2.1.1 高精細度テレビジョン放送(HDTV: High Definition Television)およびデータ放送については実施に向け努力する。
 - 2.1.2 マルチ編成については、多様な視聴者ニーズに対応するための手段として各ケーブルテレビ局の判断により実施する。
- 2.2 ケーブルテレビの自主制作番組は、地域情報や行政情報など、公共の 福祉の増進に適した放送を行うことを目的としており、「(一社)日本 ケーブルテレビ連盟 放送基準」を遵守した放送を行うこととする。
- 2.3 地上デジタル NW での CATV 自主放送を実施する事業者は、公共的使命を全うするため、主要な時間帯においては、2.2 項に定める自主制作番組を放映するよう努めること。

3 初期スキャンについての周知

3.1 地上デジタル NW での CATV 自主放送においては、ネットワーク ID やリモコンチャンネルが同一であっても、ケーブルテレビ事業者により使用する周波数などが異なっている場合もあるため、引っ越し等により新しく加入した(自局のケーブルテレビに接続した)視聴者に対して、初期スキャンを実施していただくことが必須である。

パススルー方式で地上デジタル NW での CATV 自主放送を実施するケーブルテレビ事業者は、チラシ等の手段を用いて自局のケーブルテレビに接続する可能性のある住民に対して「設置場所を変更した場合には初期スキャン動作を実施する」ことについて周知を行わなければならない。

4 ダウンロード運用

- 4.1 SDTT の送出
 - 4.1.1 SDTT の送出にあたっては、Dpa が設置している ES 設備を使用する。しかしながら、ES 設備の使用にあたっては、Dpa との調整が必要となることから、この調整に相当の時間を要する場合には対応策について別途検討する。
 - 4.1.2 ES 設備の使用については、日本ケーブルテレビ連盟本部が窓口となって Dpa と交渉を行う。
- 4.2 ロゴ伝送記述子の運用

4.2.1 ケーブルテレビ事業者(コミュニティチャンネル)のロゴに関して も、5.2.1 項と同様に、同じネットワーク ID で異なる事業者が運 用する場合には、前 CATV 局のロゴがそのまま表示され、視聴 者に混乱を与えることが考えられる。

このため、同一ネットワーク ID を使用するケーブルテレビ事業者間においては、使用されるロゴ ID が異なるように規定する必要がある。

4.2.2 日本ケーブルテレビ連盟支部は、同一の地域識別を共有する事業者間でロゴ ID が重複しないように、事業者と調整してロゴ ID を割り当てる。

事業者は、割り当てられたロゴ ID を、添付資料「各種コードの使用届出書」により、日本ケーブルテレビ連盟本部へ連絡すること。

5 データ放送運用

- 5.1 MM サービスでの NVRAM の運用(事業者共通領域)
 - 5.1.1 「JCL SPEC-006 第2部」及び「JCL SPEC-007 第2部」においては、表 2-1「地上デジタルテレビジョン自主放送におけるMM サービスでの NVRAM の運用」にて「地上デジタルテレビジョン放送事業者共通領域」について注付きで運用するとの規定となっているが、以下の状況を踏まえ、当面は運用しないものとする。
 - この領域は、全地上放送事業者での共用が前提となっており、運用にあたっては地上放送事業者との十分な調整が必要である。
 - ・ 個人情報保護の観点から、この領域に個人情報等を書き込む場合の取扱いについては事業者間の整理が必要である。
 - ・ 現状においては、地上放送事業者はこの領域は使用していない。
- 5.2 MM サービスでの NVRAM の運用 (事業者専用領域)
 - 5.2.1 「JCL SPEC-006 第 2 部」及び「JCL SPEC-007 第 2 部」においては、表 2-1「地上デジタルテレビジョン自主放送におけるMM サービスでの NVRAM の運用」にて「地上デジタルテレビジョン放送事業者専用領域」について、運用するとの規定となっているが、「地上デジタルテレビジョン放送事業者専用領域」ならびに「地上デジタルテレビジョン放送事業者専用放送通信共通領域」については、ネットワーク ID 単位で領域が定義されてお

り、ネットワーク ID を共用する CATV 自主放送においては、利用者が引越しなどで、他の CATV 局へ移動した場合、NVRAM 領域に前 CATV 局で使用していたデータが書き込まれており、そのまま読み出すと、意図しない動作を引き起こす危険性がある。そのため、当該 NVRAM を運用する場合は以下の手順を遵守すること。

- A) NVRAM の「地上デジタルテレビジョン放送事業者専用領域」ならびに「地上デジタルテレビジョン放送事業者専用放送通信共通領域」を運用する場合には、NVRAM を利用しているケーブルテレビ事業者を判定するために、ブロック番号 0 のブロックに、各ケーブルテレビ事業者に割り当てられた CATV 事業者コードを書き込んでおくこと。
- B) NVRAM を読み込む場合は、まずブロック 0 を読み込み、 自局の CATV 事業者コードであることを確認する。
- C) 読み出しに失敗もしくは自局の CATV 事業者コードでない 場合は、NVRAM 未使用とみなし、初期化処理を行うこと。
- D) NVRAM を使用するサービスを実施中は、ブロック 0 に自 局の CATV 事業者コードが書き込まれている状態を保持す ること。
- 5.2.2 CATV 事業者コードはケーブルテレビ局ごとに異なるコードを割り当てる必要がある。具体的付番方法は、添付資料「各種コードの使用届出書」の(注)のとおりとする。

6 PSI/SI 運用

- 6.1 PSI/SI の送出にあたって
 - 6.1.1 地上デジタル NW での CATV 自主放送を行う事業者は、PSI/SI を誤送出した場合には、録画予約のリセット、受信機のフリーズ 等、視聴者に多大な迷惑をかけることがあることを、十分認識し、事業の運営に取り組まなければならない。
 - 6.1.2 地上デジタル NW での CATV 自主放送を行う事業者は、送出信号の監視や予備機器の設置などを十分検討し、PSI/SI の誤送出防止に努めなければならない。
- 6.2 TOT 安定送出の確保について
 - 6.2.1 デジタル放送を実施する全ての事業者は、自局の TS に TOT と呼ばれる時刻情報を、日本標準時±500ms の精度で多重・送出しなければならない。
 - 6.2.2 デジタル受信機は、選局中の TS 中から TOT を抽出し受信機の

時刻管理に使用しており、受信中の TS に、一瞬であっても不正確な TOT が多重されていた場合には、以下のような不具合が発生する可能性がある。

- A) EPG 画面のクリア
- B) 録画予約の取り消し
- C) ダウンロードの失敗
- D) その他、B-CAS カードを使用する自動表示メッセージ、通 電制御、視聴履歴管理等への影響
- 6.2.3 6.2.2 項の不具合については、共用受信機においては、メディア を超えて発生(例えば、ケーブルテレビ自主放送の TOT 不具合に より、BS 放送の EPG がクリアされる等)するため、万が一、発 生させてしまえば、デジタル放送全体への社会の信頼を損なうことになる。
- 6.2.4 このためにも、本放送においてはもちろんのこと、試験放送期間 においても TOT の安定送出は必須であるので、十分配慮の上、 運用しなければならない。
- 6.3 放送事故発生時の対応について
 - 6.3.1 万が一、PSI/SI(特に TOT)の誤送出等放送事故が発生した場合の 事故報告等については、添付資料「PSI/SI 誤送出等による放送 事故発生時の対応フロー」による。

7 双方向通信運用

- 7.1 双方向通信を行う場合において、ルート証明を運用する場合には、 ルート証明書を送出しなければならない。
- 7.2 汎用ルート証明書の送出にあたっては、ルート証明書発行団体と日本ケーブルテレビ連盟との間で契約を締結した後、日本ケーブルテレビ連盟にて作成する「汎用ルート証明書 運用・管理マニュアル」を遵守すること。
- 8 リモコンキー識別(チャンネル番号)
 - 8.1 地上デジタル NW での CATV 自主放送のリモコンキー識別(ワンタッチキーに割り付ける番号)は、各県毎(広域放送圏においては各広域放送圏毎)に放送事業者と協議を行い、リモコンキー識別の決定にあたっては、以下のステップを経るものとする。
 - 二つ目のリモコンキー識別を取得する場合も同様とする。
 - 8.1.1 当該事業者が所属する地域において、使用を希望するリモコンキー識別を、当該地域の日本ケーブルテレビ連盟支部にて調整す

る。

8.1.2 日本ケーブルテレビ連盟支部は、当該地域の地上デジタル放送事業者と、ケーブルテレビ事業者が希望するリモコンキー識別の使用について協議して、決定したリモコンキー識別を日本ケーブルテレビ連盟本部へ連絡する。

9 地域識別割り当て

- 9.1 日本ケーブルラボにて策定された「JCL SPEC-006 第 2 部」及び「JCL SPEC-007 第 2 部」では、送出装置が設置されている都道府県の地域識別を使用することが規定されている。
 - 複数の都道府県において事業を行っている事業者は、都道府県毎に送 出装置を設置することにより複数の地域識別を使用することができる が、1 つの送出装置においては、1 つの地域識別しか使用してはなら ない。
- 9.2 日本ケーブルラボにて策定された「JCL SPEC-006 第 2 部」及び「JCL SPEC-007 第 2 部」にある地域識別割り当てについて、送出装置の設置場所と送出エリアが異なる場合については、送出装置の設置場所と送出エリアのどちらの都道府県の地域識別を使用するかは、事業者の選択によるものとする。

ただし、1送出装置にて使用する地域識別は1つとする。

10 コンテンツ権利保護

- 10.1 デジタルコンテンツは、比較的簡単に高品質な番組複製が可能なこと を鑑み、地上デジタル NW での CATV 自主放送については、コンテン ツ権利保護を行うことが必要である。
- 10.2 したがって、ケーブルテレビ局は、地上デジタル NW での CATV 自主放送において、ダビング 10、コピーワンスなどコピーガードの設定をしたうえで B-CAS を利用したスクランブル放送が必要となる。
- 10.3 B-CAS 利用のための具体的運用ルールについては、日本ケーブルテレビ連盟が策定した「デジタル自主放送 B-CAS 方式による RMP(コンテンツ権利保護)運用解説書」によるものとする。

11 音声レベル運用基準

11.1 地上デジタル放送では、テレビ放送用の番組が視聴者にとって適正で統一された音量・音質で制作・放送することを目的とし、2012 年 10 月 1 日より ARIB が制定した技術資料 TR-B32「デジタルテレビ放送番組におけるラウドネス運用規定」への準拠が予定されている。

- 11.2 地上デジタル NW での CATV 自主放送も、一般に市販されている地上 デジタル放送対応受信機で番組を視聴することから、地上デジタル放 送と同様の音声レベル運用基準を用いることが求められる。
- 11.3 地上デジタル NW での CATV 自主放送においても ARIB T-B32 に準拠 することとし、制作・搬入・送出・交換^(注)するすべての完成番組(一般番組や CM を指す)の音声信号に適用すること。

注:制作:映像素材の制作(プロダクション)

搬入:放送局への番組素材のテープ等の持ち込み、持ち込み素材のプレ ビュー、放送サーバへのファイリング(専門チャンネル系では演奏所)

送出:ベースバンド、RF、IP等での送出(放送マスター)

交換:番組販売のための番組素材 DVD、BD 等へのパッケージ作業やテープフォーマットの交換(コピー)

12 その他

12.1 手続き

- 12.1.1 「地上デジタル NW での CATV 自主放送」を開始するにあたっては、総合通信局へ該当する「変更登録申請書(もしくは登録申請書)」の提出に合わせて、添付資料「別添:地上デジタル放送ネットワークを利用した自主放送の固有値について」を提出するものとする。
- 12.1.2 総合通信局に受理された後、速やかに「変更登録申請書(もしくは登録申請書)」および添付資料「別添」の写しを日本ケーブルテレビ連盟本部へ提出するものとする。また、事業者が放送信号に重畳する基本的なパラメータやサービスエリア等について、添付資料「各種コードの使用届出書」により、日本ケーブルテレビ連盟本部へ提出するものとする。
- 12.1.3 日本ケーブルテレビ連盟本部では、提出された写しおよび届出書を元に、全国の「地上デジタル NW での CATV 自主放送」の実施状況を管理する。

以 上

【参考資料:地上デジタル放送のリモコン番号使用状況】

		クロ8/8/31現在 リモコンキーID												
地域			1	1	1	ı					ı	1		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
	札幌			NHK札幌総合							CATV自主#2	CATV自主#1		
北海道	函館		NHK教育	NHK函館総合		札幌テレビ					CATV自主#2	CATV自主#1		
	旭川			NHK旭川総合			北海道テレビ	テレビ北海道	北海道文化放送		CATV自主#2	CATV自主#1		
	帯広	北海道放送		NHK帯広総合							CATV自主#2	CATV自主#1		
	釧路			NHK釧路総合							CATV自主#2	CATV自主#1		
	北見			NHK北見総合							CATV自主#2	CATV自主#1		
	室蘭			NHK室蘭総合							CATV自主#2	CATV自主#1		
青森県		青森放送		NHK青森総合		青森朝日放送	青森テレビ					CATV自主#1		
岩手県		NHK盛岡総合	-		テレビ岩手	岩手朝日テレビ	IBC岩手放送		岩手めんこいテレビ		CATV自主#2	CATV自主#1		
宮城県		東北放送		NHK仙台総合	ミヤギテレビ	東日本放送			仙台放送		CATV自主#2	CATV自主#1		
秋田県		NHK秋田総合	NHK教育		秋田放送	秋田朝日放送			秋田テレビ		CATV自主#2		CATV自主#1	
山形県		NHK山形総合			山形放送	山形テレビ	テレビュー山形		さくらんぽテレビ	CATV自主#1		CATV自主#2		
	島県	NHK福島総合	ŀ		福島中央テレビ	福島放送	テレビュー福島		福島テレビ	O/11 V II II II		CATV自主#1		
	城県	NHK水戸総合			1000 1747 1	100 100 100 100	,		in in the second		CATV自主#2	CATV自主#1		
	木県	11110)(7 40 1		とちぎテレビ							CATV自主#2	CATV自主#1		
	馬県			群馬テレビ							CATV自主#2 CATV自主#2			
	玉県			# あテレビ テレビ埼玉	日本テレビ	テレビ朝日	TBS	テレビ東京	フジテレビ			CATV自主#1 CATV自主#1	放送大学	
		NHK東京総合	NHK教育	テレビ埼玉	ロ本テレビ	テレビ朝日	TBS	テレビ東京	フジテレビ		CATV自主#2		放送大字	
	京都									東京MXテレビ	CATV自主#2			
	葉県			ちばテレビ							CATV自主#2			
	· 川県			TVK							CATV自主#2	CATV自主#1		
山梨県		NHK甲府総合			山梨放送		テレビ山梨				CATV自主#2	CATV自主#1		
	潟県	NHK新潟総合	NHK教育		テレビ新潟	新潟テレビ21	新潟放送		新潟総合テレビ			CATV自主#1	CATV自主#2	
	野県	NHK長野総合			テレビ信州	長野朝日放送	信越放送		長野放送			CATV自主#2	CATV自主#1	
岐阜県		東海テレビ	NHK教育	NHK岐阜総合	中京テレビ	中部日本放送	メ~テレ		岐阜放送			CATV自主#2	CATV自主#1	
静岡県		NHK静岡総合			静岡第1テレビ	静岡朝日放送	静岡放送		テレビ静岡			CATV自主#2	CATV自主#1	
愛知県		東海テレビ		NHK名古屋総合 中京テレビ	中部日本放送	メ~テレ				テレビ愛知	CATV自主#2	CATV自主#1		
Ξ:	重県	ж., то с		NHK津総合	1 27 0 0	T HP II TT MAKE	, ,,	三重テレビ				CATV自主#2	CATV自主#1	
富山県		北日本放送		NHK富山総合			チューリップテレビ		富山テレビ	CATV自主#1			CATV自主#2	
石川	川県	NHK金沢総合	NHK教育		テレビ金沢	北陸朝日放送	北陸放送		石川テレビ	CATV自主#1		CATV自主#2		
福	井県	NHK福井総合	<u> </u>					福井放送	福井テレビ	CATV自主#1			CATV自主#2	
滋	賀県	NHK大津総合		びわこ放送								CATV自主#1	CATV自主#2	
京	都府	NHK京都総合				KBS京都	1					CATV自主#1	CATV自主#2	
大	阪府	NHK大阪総合			F			テレビ大阪				CATV自主#1	CATV自主#2	
兵庫県		NHK神戸総合	NHK教育	サンテレビ	毎日放送		朝日放送		関西テレビ		読売テレビ	CATV自主#1	CATV自主#2	
奈	良県	NHK奈良総合					1		1	奈良テレビ		CATV自主#1	CATV自主#2	
和歌山県		NHK和歌山総合				テレビ和歌山						CATV自主#1	CATV自主#2	
	取県			NHK鳥取総合								CATV自主#1	CATV自主#2	
	根県	日本海テレビ		NHK松江総合			山陰放送		山陰中央テレビ			CATV自主#1	CATV自主#2	
岡山県		NHK岡山総合	NHK教育	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	西日本放送	瀬戸内海放送		テレビせとうち	岡山抜送			CATV自主#2	CATV自主#1	
	島県	NHK広島総合		中国放送	広島テレビ	広島ホームテレビ		, , , , , , , , ,	テレビ新広島			CATV自主#1	CATV自主#1	
	口県	NHK山口総合	1	テレビ山口	山口放送	山口朝日放送			/ レこ初は両			CATV自主#1	CATV自主#2 CATV自主#1	
	島県	四国放送		NHK徳島総合	山口以达	田田村口以及			1			CATV自主#2 CATV自主#1	CATV自主#1 CATV自主#2	
	川県		1	MULTE WAS EL	#D+#*	海三中 左 + + * +	11.00 ++-**	ئە ئالىر <i>ئى</i> را ئالىر	M11-++-**					
	媛県	NHK高松総合	NHK教育		西日本放送	瀬戸内海放送	山陽放送	テレビせとうち	岡山放送			CATV自主#2	CATV自主#1	
		NHK松山総合			南海放送	愛媛朝日テレビ	あいテレビ		テレビ愛媛			CATV自主#1	CATV自主#2	
高知		NHK高知総合			高知放送		テレビ高知	TVQ九州放送	高知さんさんテレビ テレビ西日本			CATV自主#1	CATV自主#2	
	福岡	九州朝日放送		NHK福岡総合	RKB毎日放送	福岡放送						CATV自主#1	CATV自主#2	
北九州				NHK北九州総合					 			CATV自主#1	CATV自主#2	
佐賀県		NHK佐賀総合		サガテレビ								CATV自主#1	CATV自主#2	
長崎県		NHK長崎総合		長崎放送	長崎国際テレビ	長崎文化放送			テレビ長崎			CATV自主#1	CATV自主#2	
熊本県		NHK熊本総合	NHK教育	熊本放送	熊本県民テレビ	熊本朝日放送			テレビ熊本		CATV自主#1	CATV自主#2		
大分県		NHK大分総合]	大分放送	テレビ大分	大分朝日放送						CATV自主#1	CATV自主#2	
宮崎県		NHK宮崎総合		テレビ宮崎			宮崎放送					CATV自主#1	CATV自主#2	
鹿児島県		南日本放送		NHK鹿児島総合	鹿児島讀賣テレビ	鹿児島放送			鹿児島テレビ			CATV自主#1	CATV自主#2	
沖縄県		NHK沖縄総合	l	琉球放送		琉球朝日放送			沖縄テレビ	CATV自主#2		CATV自主#1		

添付資料

地上デジタル放送ネットワークを利用した自主放送の固有値について

年 月 日

総務大臣殿

郵 便 番 号 住 所 (ふりがな)

氏 名(法人又は団体にあっては、名称及び 代表者の氏名。記名押印又は署名)

登録の年月日 登録の番号

地上デジタルネットワークを利用した自主放送を開始するにあたり、以下の固有値を使用いたします。

なお、設備仕様および運用に関しては、日本ケーブルラボにて制定された、JCL SPEC-006 付属書および JCL SPEC-007 付属書を遵守いたします。

固 有 値	
地域識別	
地域事業者識別	
リモコンキー I D	
その他	
伝 送 方 式	
サービス識別数	

- 注1 この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

各種コードの使用届出書

年 月 日

日本ケーブルテレビ連盟 殿

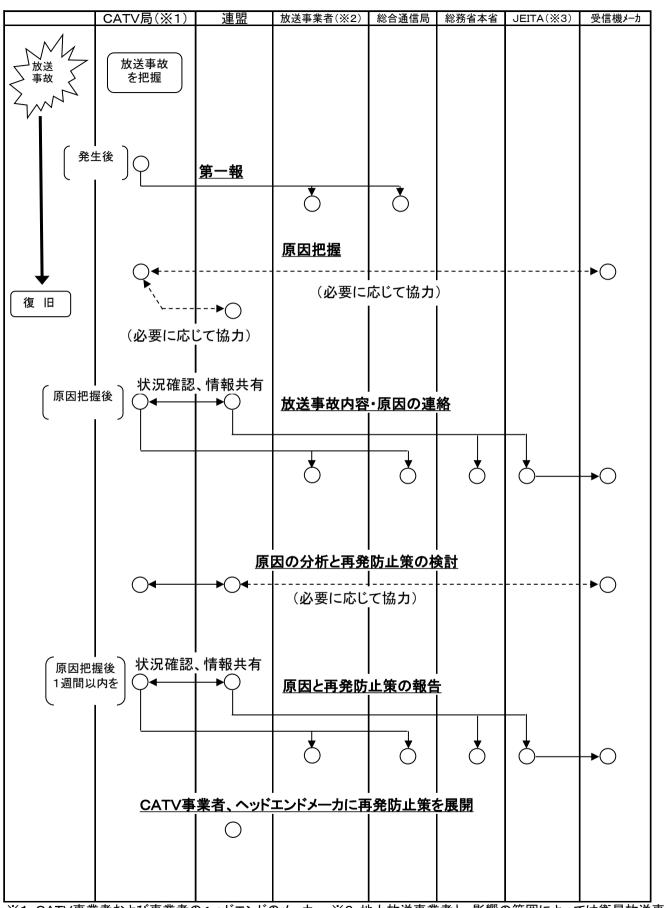
郵便番号所(ふりがな)氏 の年月日登録の番号

地上デジタルネットワークでのCATV自主放送を開始するにあたり、以下のコードを使用いたします。使用に当たっては、日本ケーブルテレビ連盟にて制定した「地上デジタル放送ネットワークでのCATV自主放送運用ガイドライン」ならびに、日本ケーブルラボにて制定した「JCL SPEC-006」、「JCL SPEC-007」を遵守いたします。なお、届出後、内容に変更があった場合は、連盟本部に再度、届出を行います。

 \Box OFDM \Box 6 4 Q A M (例示) 実用化試験放送開始日 H18.9.1 放送開始日 H18.10.1 地域識別 30 (長野) ネットワーク I D 7E1FTS識別 7E1F事業者名 **XCATV** TS名 **XCATV** リモコンID 11 サービス識別 7878,7879 サービス内容 HD:1,SD:1 サービス番号 111,112 ロゴID 10,11 事業者コード (注) 7E1F000A 長野県 〇〇市 〇〇市〇〇町 サービスエリア

注:「事業者コード」は、ロゴIDの最若番を4桁の16進数にて表現した数値を、ネットワークIDの下桁側に付けた数値とする。

PSI/SI誤送出等による放送事故発生時の対応フロー



※1:CATV事業者および事業者のヘッドエンドのメーカ ※2:地上放送事業者と、影響の範囲によっては衛星放送事業者 ※3:(社)電子情報技術産業協会